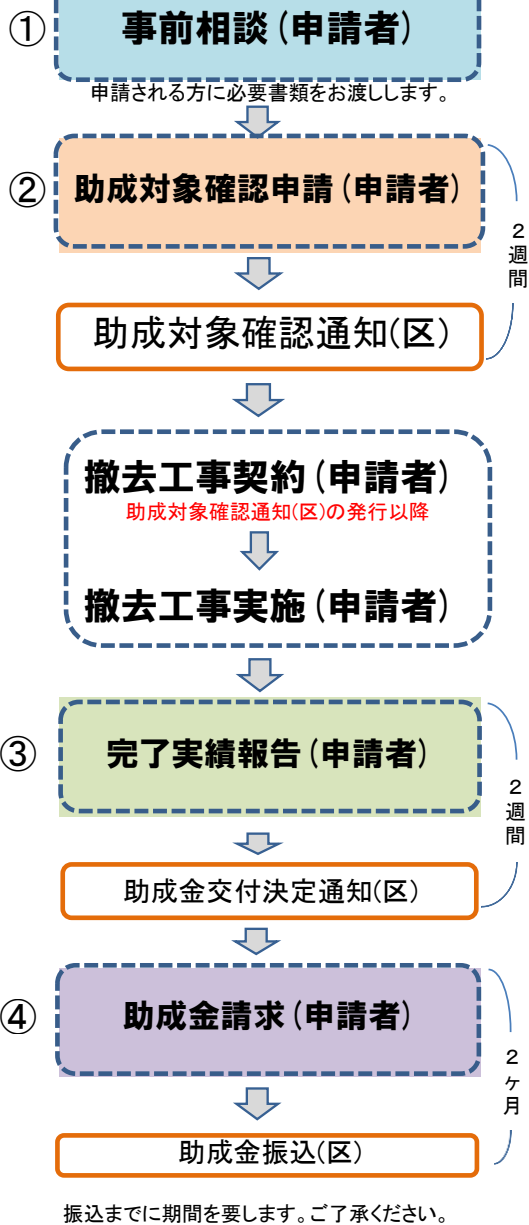


ブロック塀等撤去工事



【注意事項等】

◆区から「助成対象確認通知」が発行される前に契約または除却に着手していた場合には、助成対象不承認となります。

◆撤去工事の完了後、速やかに完了実績報告をご提出ください。

◆3か月以内に発行された書類をご提出ください。

◆申請書等について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引いてください。承諾書及び委任状の訂正の場合、当該部分に線を引いた上で、訂正印を押す必要がございます。

※請求書は、記載し直した上で再度ご提出いただく必要があります。

◆助成対象確認通知を受けた後、申請内容に変更が生じる場合は、変更手続きが必要となりますので、担当までお問合せください。
(例: 申請者の住所変更等)

◆申請手続きを代理者が行う場合は、助成対象確認通知書及び助成金交付決定通知書を代理者に郵送します。

墨田区ブロック塀等撤去工事助成提出書類チェックシート

◆ 助成対象要件

- ☐ 墨田区内にある0.6m超のブロック塀等(コンクリートブロック塀、組積造(れんが塀、石積塀等)の塀)
- ☐ 建築基準法に規定する道路その他避難所に通ずる一般の通行の用に供する通路に面していること
- ☐ 撤去工事費用を対象とした同種の助成を受けていないこと
 - ↳例: 緑のへい等設置補助金による取壊し補助金を受けていないこと
 - ↳例: 細街路拡幅整備事業における除却工事費助成を受けていないこと
 - ↳例: 老朽危険家屋除却費等助成制度の対象でないこと
- ☐ 個人または中小企業者であること(申請者が住宅の所有者でない場合は、所有者の承諾を得ていること)
- ☐ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が、営利を目的として行う除却でないこと
- ☐ 申請者が住民税を滞納していないこと
- ☐ 有資格者(一級もしくは二級建築士・ブロック塀診断士)によって、危険と判断されたブロック塀等

① 事前相談

メール(funentaishin@city.sumida.lg.jp)で受け付けています。
ご不明な点は事前にご相談ください。

② 助成対象確認申請(申請様式は区のホームページから取得出来ます)

- ☐ 確約書
- ☐ ブロック塀等撤去工事助成対象確認申請書(第1号様式)
- ☐ ブロック塀等の所有者がわかる書類
 - ↳例: 建物(土地)の登記簿全部事項証明書…※法務局で請求
 - ↳例: 家屋(土地)課税台帳の写し…※都税事務所で請求
- ☐ ブロック塀等の所在地がわかる位置図(地図コピーに赤でマーク等)
- ☐ ブロック塀等の全体の写真
- ☐ 危険性が確認できる報告書
 - ↳ブロック塀等の点検のチェックポイント(国土交通省)
 - ※墨田区の「**無料耐震相談**」を利用すると有資格者が作成します。
- ☐ ブロック塀等無料耐震相談調査表
- ☐ 危険性判断者資格証(建築士免許証等)の写し
- ☐ 完納済み住民税納税証明書(前年度)または非課税証明書(前年度)
- ☐ 住民税納税証明書の提出に係る確認書
(★助成対象確認申請時に完納済み住民税納税証明書が提出できない場合)
- ☐ 工区内訳書(見積書等、工事内容・費用が明記してあること)
- ☐ 消費税についての確認書(個人)
または消費税仕入税額控除確認書(法人または個人事業者)
 - ☐ 法人登記事項証明書(申請者が法人である場合)
 - ☐ 承諾書及び印鑑証明書(共有者が他にいる場合または申請者が所有者でない場合)※押印必要
 - ☐ 委任状(助成金を受けられる方が複数の場合または申請手続きについて代理者が行う場合)※押印必要

③ 完了実績報告(工事費用の支払い完了後にご提出ください)

- ☐ ブロック塀等撤去工事助成金交付申請書兼完了実績報告書(第8号様式)
- ☐ 撮影日を確認することができる写真(撤去工事後)
- ☐ 撤去工事に係る契約書の写し
- ☐ 撤去工事契約に係る領収書の写し
- ☐ 工区内訳書(②提出時のものから変更が無ければ省略可)
- ☐ 完納済み住民税納税証明書(前年度)または非課税証明書(前年度)
(★助成対象確認申請時に提出できていない場合)
- ☐ 撤去工事が完了したことを施工者が証する書類

④ 助成金請求(③と一緒に提出可)

- ☐ ブロック塀等撤去工事助成金交付請求書(第11号様式)

有資格者作成

撤去工事(解体)業者作成

助成率と助成額（ブロック塀等撤去工事）

◆対象区域は「区内全域」です。

また、この助成制度は「ブロック塀等」を対象としています。

※住宅の除却（解体工事）は、別の助成制度がありますので区の公式ウェブサイトをご覧ください。

◆助成額のイメージ

助成種別	ブロック塀等撤去工事
助成率	工事費の 10/10 ※
単価	1 mあたり 2 万円 ※
助成限度額	最大 40 万円

※いずれか低い額。千円未満は切り捨て
0.1m未満は切り捨て

- ・ 助成の対象となるのは、ブロック塀等の撤去工事（解体）費用です。

※道路突出していなければ、0.6m以下にカットする部分撤去工事も対象となります。

※助成対象内・外を確認する必要があるため、工事内訳書（見積書等）はある程度

詳細に記載してもらってください。（「解体工事一式：●●円」の一項目のみは×）

- ・ 有資格者に依頼する、危険性の確認書類（**赤枠内**）作成については、ブロック塀等無料耐震相談で有資格者が作成してくれます。

（無料耐震相談はこちら）



◆撤去工事助成の申請前に必ず行ってもらふこと

事前相談

- ・ 助成要件や助成金申請の流れを説明します。

- ・ 申請書類をお渡しします。※区のホームページでも取得出来ます。

（申請書類はこちら）



※注意事項

助成対象確認申請および区の決定前に、撤去工事に係る契約を結ばれている場合や撤去工事に着手されている場合は、助成金の交付は出来ません。

必ず事前相談を行い、助成対象確認申請と区の決定を経てください。

※【緑のへい等設置補助金（沿道緑化）】新たに道路に面した沿道部分に、緑のへい（生け垣や植樹帯）を設置した方に、植え込み地の長さまたは面積に応じて、補助金を交付します。

（担当：環境保全課 緑化推進担当（区役所 12 階））

（緑のへい等設置補助金はこちら）

（電話：03-5608-6208）



担当：墨田区役所 9 階 不燃・耐震促進課 不燃・耐震促進担当

メール：funentaishin@city.sumida.lg.jp

電話：03-5608-6269（内線 3963）